

議 案 第 4 6 号

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例制定の件

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月12日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本条例を制定する
ものである。

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年
条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に、
「6,400円」を「7,250円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中
「11,300円」を「12,800円」に、「5,650円」を「6,400円」
に改め、同表開票管理者の項及び選挙長の項中「10,800円」を「12,200
円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400
円」に、「5,450円」を「6,200円」に改め、同表期日前投票所の投票立会
人の項中「9,600円」を「10,900円」に、「4,800円」を
「5,450円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,900
円」を「10,100円」に改め、同表指定病院等における不在者投票所の外部立会
人の項中「10,900円」を「12,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までに期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。